

福島市 認可保育施設 利用の手引き



保護者のみなさんへ 必ず一度お読みください。

1 保育の必要事由や保育必要量に変更がある場合、手続きが必要です。

保育の必要事由や保育必要量の変更申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
保育の必要事由と変更申請の際の必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ

2 住所や家庭状況の変更・長期欠席・退所(園)の際は届け出てください。

住所や家庭状況の変更届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
長期欠席・退所(園)する・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ

3 保育料(利用者負担額)は納期限内にお支払いください。

保育料の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
保育料の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5 ページ

4 給食費と副食費の負担についてお知らせします。

給食と副食の費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6 ページ

5 「休日保育」と「病児・病後児保育」を実施しています。

休日保育の実施施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
病児・病後児保育の実施施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ

6 保育施設の転所(園)申請・翌年度の入所継続についてお知らせします。

転所(園)申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
保育の必要事由の再確認と翌年度の入所継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ



- ・申請内容に虚偽があった場合には、保育認定取消ならびに利用解除(退所)となる場合があります。あらかじめご承知おきください。
- ・各お手続きは締切厳守です。お早めのご準備をお願いします。

福島市 幼保企画課 幼保認定係(保健福祉センター2階)



024-525-3750

1 保育の必要事由や保育必要量に変更がある場合、手続きが必要です。

保育施設を利用するには、「2号認定」「3号認定」が必要です。

認 定 区 分	対象のお子さん	利 用 施 設
1 号 認 定	満3歳以上	幼稚園、認定こども園の幼稚園枠
2 号 認 定	満3歳以上で保育の必要事由がある	認可保育施設 ※認定こども園の幼稚園枠を除く
3 号 認 定	満3歳未満で保育の必要事由がある	認可保育施設

※3号認定から2号認定への変更は、お子さんが3歳になる月に自動的に変更します。

認定の際には、保育の必要量の認定をあわせて行います。

区 分	利 用 時 間	保育の必要事由（次ページに記載）
標 準 時 間	各施設で定めた開所時間内で 1日最大11時間まで	就労（月120時間以上） 妊娠・出産、疾病・障がい など
短 時 間	各施設で定めた短時間利用時間内で 1日最大8時間まで	就労（月64時間以上120時間未満） 求職活動・育児休業中の継続利用 など

※施設で定めている時間を超えた場合は、別途延長保育料がかかります。延長保育時間・延長保育料は各保育施設へお問い合わせください。

※標準時間の認定を受けるためには、父母のいずれも標準時間の保育の必要事由を満たす必要があります。

※就労時間が月64時間以上120時間未満であっても、就労時間や送迎にかかる時間で日常的に延長保育料がかかるときは、標準時間認定も可能ですのでご相談ください。

保育の必要事由や保育必要量の変更申請

保育の必要事由や保育必要量に変更があるときは、お手続きをお願いします。



- ・変更は月単位です。月の途中で変更はできません。
- ・お手続きの日からさかのぼって変更をすることは、原則できません。

提 出 期 日	提 出 先	必 要 書 類
変更(が必要)となる 前月の20日 (休日の場合は翌平日)	各 保 育 施 設 または 市 幼 保 企 画 課	①教育・保育給付認定変更申請書（様式7号） ②変更内容の確認書類（次ページに記載）

どんなときに手続きが必要ですか？

保護者(父・母など)が

- ・退職する。
- ・病休を取得する。
- ・育児休業を取得する。 など



詳しくは市幼保企画課、または
保育施設へご相談ください。

下のお子さんをご妊娠されたかたへ

母子健康手帳のコピー(母の氏名と出産予定日を記載したページ)
をご提出ください。

その他必要なお手続きは、『妊娠・出産・育児休業取得』に伴う
提出書類及び提出時期について』(各保育施設で配布)をご確認ください。



申請書類は、各保育施設や
市幼保企画課窓口ほか
こちらからダウンロードも
できます。



福島市HP
「在園中の各種お手続きの申請書類」

保育の必要事由と変更申請の際の必要書類

提出のあった証明書等の内容確認のため、発行元へ電話連絡等をさせていただく場合があります。

事 由	内 容	主な必要書類
就 労 	1か月に64時間以上就労しているとき (自営業、内職等を含む)	就労証明書(市指定様式) ※自営業の場合、確定申告書、営業許可証、開業届いずれかのコピーを添付してください。 ※就労状況に変更がありましたら、そのたびに提出してください。
母 親 の 出 産 等 	妊娠中や出産後間もないとき <u>期間は、出産予定日2か月前の月から 出産日から8週間を経過した日の月末までです。</u> <u>出産の認定期間内に育児休業などの事由に変更 する手続きが必要です。</u>	母子健康手帳のコピー (母の氏名と分娩予定日を記載したページ)
疾 病 等 	病気やけが、障がいのため保育が困難なとき	障害者手帳等のコピー、診断書、意見書、要介護認定 結果通知書のコピーのいずれか ※診断書、意見書の場合は「保育ができないこと」が明記されている必要があります。
病 人 の 介 護 等 	親族を常時、看護・介護しているとき (おおむね要介護1以上)	・介護・看護状況申告書(市指定様式) ・介護保険被保険者証、障害者手帳等のコピー
求職活動 	仕事を探しているとき(開業準備を含む) <u>期間は、2か月です。</u> <u>求職活動の認定期間内に就労などの事由に変更 する手続きが必要です。</u>	求職活動状況申告書(市指定様式)
就 学 	学校に在学、または職業訓練を受けているとき	・在学証明書、学生証のコピー、職業訓練受講決定通知書 ・週4日・1日4時間以上の通学が確認できるカリキュラム など
育児休業 取得中の 継続利用 	下のお子さんの育児休業を取得するとき <u>期間は、出産したお子さんが1歳になる前の月まで です。育児休業の認定期間内に、就労などの事由に 変更する手続き(職場復帰など)が必要です。</u> ※認可保育施設の入所申込みをし、入所保留 となり育児休業を延長するときは、出産した お子さんが2歳になる年度末までこの事由で 継続利用できます。	・育児休業にともなう保育施設継続入所願(市指定様式) ・育児休業証明書(任意様式)または、育児休業期間の 記載がある就労証明書(市指定様式)
家 庭 の 災 害 	火災、地震その他の災害の復旧に当たっている場合 入所期間は、状況によります。	り災証明書など ※詳しくはご相談ください。
そ の 他	上記に類する状態と認められる場合	ご相談ください。

2 住所や家庭状況の変更・長期欠席・退所(園)の際は届け出てください。

住所や家庭状況の変更届出

住所や家庭状況に変更がある場合は、届出をお願いします。

お子さんや保護者だけでなく、同一世帯のかたに変更があった場合もすべて届出が必要です。



届出がない・届出が遅れたときは、保育料(利用者負担額)を軽減できないなど不利益を被る場合があります。ご注意ください。

提出期日	提出先	必要書類
変更になり次第 速やかに	各保育施設 または 市幼保企画課	①教育・保育給付認定申請内容変更届出書 (様式第12号) ②下記の添付書類

変更内容		添付書類
住所	転居	—
	転入	広域入所でご在園中のかたは手続きが必要です。 詳しくはお問合せください。
	市外へ転出	退所届出書 転出後も、現在利用中の保育施設に在所(園)したいときは、 別途手続きが必要です。市幼保企画課へお問い合わせください。
家庭状況	代表保護者の変更	—
	世帯員の増加・減少・婚姻	(保護者の増加のとき)保育の必要事由の確認書類(2ページ)
	生活保護の適用	—
	離婚・死別 離婚調停等の開始	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または児童扶養手当証書のコピー ※離婚調停等の開始の場合、市幼保企画課へお問い合わせください。
	障害者手帳等の交付・返納	(交付のとき)障害者手帳等のコピー

DV・虐待等の被害を受けて避難をされているかた

マイナンバー制度において、所在地につながる情報を秘匿する措置(子ども・子育て支援法に関する事務のみ)ができます。希望されるかたは、市幼保企画課へご相談ください。

長期欠席・退所(園)する

長期欠席 保育施設を2週間以上欠席するときは、保育施設へ期間と事情をお申し出ください。期間中の保育料の減額はありせん。年末年始等の休園期間中も日数に含めます。



次の期間を超えているときは、直ちに退所となります。

- 下のお子さんの出産のため長期欠席するとき : 12週
 - 入所中のお子さんの病気やけがのため長期欠席するとき : 12週
 - DV・虐待などの被害により長期欠席するとき : 解決したとみなせるまで
 - その他のとき : 8週
- 後日、再度同じ理由で欠席をするときは、期間を累積します。

退所(園) 保育施設を退所(園)するときは、速やかに施設に伝え、退所届出書(保育施設または市幼保企画課で配布)を保育施設へ提出してください。

※退所日は、提出日より前にさかのぼることはできません。

※月の途中での退所となる場合、保育料は日割りとなります。

3 保育料(利用者負担額)は納期限内にお支払いください。

保育料の算定

0～2歳児クラスのお子さん

(4月1日現在で0～2歳)

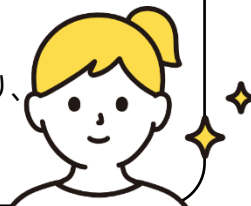
保護者の住民税の課税状況と、
保育必要量(標準時間・短時間)
によって、福島市が決定します。



3～5歳児クラスのお子さん

(4月1日現在で3～5歳)

幼児教育・保育の無償化により、
保育料はかかりません。



年度の途中でお子さんが3歳になり、3号認定から2号認定となっても、保育料の変更はありません。
欠席期間中の保育料の減額ははありません。

算 定 方 法	保護者の住民税（市町村民税）の所得割課税額をもとに階層を決定します。 ※家計の主宰者が同居の祖父母と判断されるときは、そのかたの市町村民税の所得割課税額等をもとに決定します。																								
対 象 となる市町村民税の年 度	令和7年4月～8月分は令和6年度、9月～令和8年3月分は令和7年度の市町村民税の所得割課税額をもとに決定します。 <table><tr><td>4月分</td><td>5月分</td><td>6月分</td><td>7月分</td><td>8月分</td><td>9月分</td><td>10月分</td><td>11月分</td><td>12月分</td><td>1月分</td><td>2月分</td><td>3月分</td></tr><tr><td colspan="5">令和6年度 市町村民税</td><td colspan="7">令和7年度 市町村民税</td></tr></table> 収入の申告をしていないなどで課税状況が確認できないとき 最高階層の金額で仮決定します。確認ができましたら、4月または9月にさかのぼって決定します。 なお、支払済の額と差額が生じたときは還付します。 年度途中で市町村民税の税額変更があったとき 保育料が変更になることがあります。市幼保企画課へご連絡ください。	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	令和6年度 市町村民税					令和7年度 市町村民税						
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分														
令和6年度 市町村民税					令和7年度 市町村民税																				



保育料はいつわかりますか？

4月～8月分の保育料：4月中旬

9月～3月分の保育料：9月中旬に施設を通してお知らせします。

※年度途中に入所(園)されたお子さんは、入所月の中旬にお知らせします。

※保育必要量や家庭状況の変更により、保育料が変更になるときは、その都度施設を通してお知らせします。

保育料の負担軽減

福島市は、子育ての経済的支援として、保育料の負担軽減事業を行っています。

- ・福島型給食推進事業(6ページ)により月額1,000円を減額。
- ・生計が同じお子さんの第2子目は半額、第3子目以降は無料。
- ・C1F・C2F・D1F 階層の場合、第2子目以降は無料。

保育料の階層表や
詳細は、こちらを
ご覧ください。



福島市HP
「福島市の保育料(利用者負担額)」

保育料の支払方法

保育料の支払先は利用中の保育施設によって異なります。

福島市へ納付する施設

公立保育所 市立認定こども園 私立保育所

保育施設へ直接支払う施設

私立認定こども園 地域型保育施設



支払方法は各保育施設へお問い合わせください。

福島市への納付方法

納期限・口座振替日	納付方法
毎月 末日 (12月は25日) ※土日祝日の場合は翌営業日	・口座振替 ・納付書払い 毎月下旬に保育施設を通してお渡しします。 ※金融機関窓口、コンビニ、スマホ決済アプリでお支払いができます。 ※詳細は、納付書裏面をご覧ください。

口座振替の手続き方法

「口座振替依頼書」を
金融機関窓口へ提出

福島市
(受理・登録)

「口座振替開始通知書」
送付

※「口座振替依頼書」は、4月（年度途中に入所(園)したお子さんは入所する月）下旬に、施設を通してお渡しします。
金融機関窓口にもご用意しています。口座番号がわかるものと銀行届出印をお持ちになってお手続きください。

※口座振替の開始まで、1～2か月かかります。開始までは納付書を発行します。

口座引落しができなかったとき

「口座振替不能のお知らせ」を、施設を通してお渡しします。
記載された期日までに必ず納付してください。
※再振替は行いませんので、前日までに残高をご確認ください。

納付期限を過ぎても、納付の確認が一定期間できなかったとき

「督促状」を、施設を通してお渡しします。
記載された期日までに必ず納付してください。

確 実・便 利な口座振替が
おすすめです



「督促状」を発行したときは、各保育施設で納付指導を行います。
滞納が続いたときは、市職員が自宅・勤務先へ電話・訪問等で催告を行うとともに、
勤務先への給与照会や金融機関等への財産調査、給与等差押え等の滞納処分、
児童手当からの徴収などを行うこととなります。

※事情により、どうしても納付が遅れるときは、市幼保企画課へ速やかにご相談ください。
※保育料は連帯債務です。父母ともに納付義務があります。

4 給食費と副食費の負担についてお知らせします。

給食と副食の費用

給食

0～2歳児クラスのお子さん
(4月1日現在で0～2歳)

完全給食です。給食費は
保育料に含まれるため、
別途料金はかかりません。



3～5歳児クラスのお子さん
(4月1日現在で3～5歳)

おかずやおやつなどを提供し、
主食はご家庭で準備が必要です。
各保育施設で定めた副食費等がかかります。
※完全給食を行っている施設もあります。



※食物アレルギーがあるお子さんは、医師の診断に基づいた「生活管理指導表」（福島市様式）を、利用中の保育施設へ提出してください。またアレルギー対応食が必要なとき、施設や状況によっては弁当持参をお願いする場合があります。

副 食 費

副食費は、保育施設へ直接お支払いいただきます。支払い方法は各保育施設へお問い合わせください。
保護者の住民税（市町村民税）の課税状況によって、副食費を免除とする制度があります。
対象の方は、保育施設を通してお知らせします。

副食費の支払いが免除となるお子さん

年収360万円未満相当の世帯	年収360万円以上相当の世帯
年齢にかかわらず 全てのお子さんが対象	小学校就学前までの保育所などに 在園するお子さんのうち 第3子目以降のお子さんが対象

※認定こども園などに在園中の1号認定のお子さんは免除となる基準が変わります。（詳しくは右のQRコードをご覧ください。）

副食費免除の詳細は、
こちらをご覧ください。



福島市HP
「福島市の保育料(利用者負担額)」

福島市独自補助！

福島型給食推進事業(ふくっこランチ応援プロジェクト)

地産地消に取り組む保育施設に在園中の福島市のお子さんは、
副食費を月額1,700円軽減しています。



応援プロジェクト

5 「休日保育」と「病児・病後児保育」を実施しています。

休日保育の実施施設

お仕事などで、日曜・祝日に家庭保育が困難なお子さんを保育します。
利用には、事前登録と予約が必要です。詳しくは施設へお問い合わせください。

施設名	住所・電話番号	開所時間	対 象	利用料金
御山保育所	御山字一本木20-1 ☎ 531-5555	8:00 ～ 17:30	市内に住所があり、 市内認可保育施設を利用中の 保育の必要事由が「就労」のかたで 1歳児クラス～就学前のお子さん ※休日もお仕事で家庭保育が 困難なかたに限りします。	無料 ただし弁当持参です。
さくらんぼ 保育園	野田町五丁目4-50 ☎ 597-6301	8:00 ～ 18:00	市内に住所がある 生後満5ヶ月～就学前のお子さん	認可保育施設を利用中で、 保育の必要事由と休日保育 利用事由が同じかたは無料 上記以外は 0～2歳児 7時間未満：1,500円 7時間以上：2,000円 3～5歳児 7時間未満：1,000円 7時間以上：1,500円
キッズガーデン なごみ R6.10.1より 休止中	太平寺字町ノ内30 ☎ 573-0222	8:30 ～ 17:30 前後30分まで 延長利用可	生後6か月～就学前のお子さん	1 時 間：300円 延長10分ごと：150円 給 食 代：300円 お や つ 代：100円

病児・病後児保育の実施施設

お子さんが病気(または病気の回復期)で、保護者が就労などで家庭での保育が困難な場合に利用できます。利用には、事前登録と予約が必要です。詳しくは施設へお問い合わせください。

施設名	住所・電話番号	開所時間	対 象	利用料金
福島卸商団地 協同組合 みらい・ゆめ 保育園	鎌田字卸町12-3 ☎ 563-7716	月～金 8:00 ～ 17:00	生後6か月～就学前の子ども	1 時 間：250円 給 食 費：250円
アイグラン 保育園 福島大森	大森字赤沢50-1 ☎ 572-5417	月～金 8:00 ～ 17:00	生後満56日～就学前の子ども	1 日：2,000円 (給食費含む)
病児・病後児 保育室 ほっこり パンダっこ	南沢又字館ノ内66-2 (ふくしまパンダ小児科併設) ☎ 572-4842	月火水金土 8:30 ～ 18:00	生後6か月～小学6年生	4時間以上利用：2,000円 4時間以内利用：1,000円 ※昼食はご持参ください。

6 保育施設の転所(園)申請・翌年度の入所継続についてお知らせします。

転 所 (園) 申 請

認可保育施設へ転所を希望するときは、入所申請が必要です。



保育の必要事由が「育児休業中の継続利用」のかた

転所する月に復職など、育児休業以外の保育の必要事由に変更するかた以外は転所の申請はできません。(地域型保育施設の卒園児を除く)

4月に転所(園)を希望するかた

転所の可否に関わらず、利用中の施設をご退所(園)いただきます。
利用中の保育施設へ戻ることはできません。

入所申請の方法は、
こちらをご覧ください。



福島市HP
「保育施設の利用案内」

保育の必要事由の再確認と翌年度の入所継続

法令に基づき、年に1度、保育の必要事由を再確認します。

保育施設を通して「現況届兼保育施設継続利用申込書」や「確認書類」を提出いただき、

保育の必要事由が確認できたかたのみ、年度末に翌年度分の「保育施設入所承諾書」をお送りします。



提出がない・不足があるなどにより、保育の必要事由が確認できない場合、
保育施設の利用が解除(退所)となることがあります。